

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市健康  
診査受診料徴収規則の様式による用紙は、当分の  
間、所要の調整を加えて、これを使用することがで  
きる。

(令和4年4月1日揭示済み)

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。

令和4年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第29号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則  
草津市附属機関運営規則（平成25年草津市規則第35  
号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

草津市営 住宅家賃 改定審議 会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出 された者 (4) その他市長が必要と認 める者	建設部 住宅課
草津市住 宅マスタ ープラン 等策定 委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出 された者 (4) その他市長が必要と認 める者	建設部 住宅課
草津市改 良住宅譲 渡審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出 された者 (4) その他市長が必要と認 める者	建設部 住宅課

」を

草津市営 住宅審議 会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出 された者 (4) その他市長が必要と認 める者	建設部 住宅課
草津市住 宅政策審 議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出 された者 (4) その他市長が必要と認 める者	都市計 画部建 築政策 課

」に

改める。

別表第2草津市営住宅家賃改定審議会の項、草津市  
住宅マスタープラン等策定委員会の項および草津市改  
良住宅譲渡審議会の項を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日揭示済み)

草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則  
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第30号

草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する  
規則の一部を改正する規則  
草津市立社会体育施設使用料の徴収等に関する規則  
(平成26年草津市規則第29号)の一部を次のように改  
正する。

第4条第1項第2号中「または児童福祉法（昭和22  
年法律第164号）第39条に規定する保育所（市立の保  
育所に限る。）」を「、児童福祉法（昭和22年法律第  
164号）第39条に規定する保育所（市立の保育所に限  
る。）または就学前の子どもに関する教育、保育等の  
総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77

号)第2条第6項に規定する認定こども園(市立の認定こども園に限る。)」に改める。

第6条に次の2項を加える。

5 第4条第3項の規定は、指定管理者が条例第10条第4項により利用料金を減額し、または免除する場合に準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

6 第5条第2項の規定は、指定管理者が条例第10条第6項ただし書きにより利用料金を還付する場合に準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日揭示済み)

草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第31号

草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

草津市まちなか交流施設設置条例施行規則(平成21年草津市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(以下「使用日」という。)6月前の日から4日前の日まで」を「(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の12月前の日の属する月から使用日の4日前の日まで」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日揭示済み)

草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第32号

草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の一部を改正する規則

草津市開発行為の手続および基準等に関する規則(平成24年草津市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表中

住宅開発事業以外の開発事業	0.5ヘクタール未満	9.0メートル	4.0メートル
	0.5ヘクタール以上	9.0メートル	6.0メートル
	1.0ヘクタール未満		
	1.0ヘクタール以上	9.0メートル	6.5メートル

」を

住宅開発事業以外の開発事業	0.5ヘクタール未満	9.0メートル	4.0メートル
	0.5ヘクタール以上	9.0メートル	6.0メートル

」に

改める。

別記様式第6号中

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

」を

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

」に、

確認者の氏名	町内会長
	水利代表者
	住民側代表
説明経過要旨	

」を

確認者の氏名	町内会長 <span style="float:right">㊟</span>
	水利代表者 <span style="float:right">㊟</span> 住民側代表 <span style="float:right">㊟</span> ※記名・押印は、説明が行われたことおよび説明内容の確認のためのものです。
町内会長への提出日	年 月 日
説明経過要旨	

」に、

「注1 説明会の場合は、「開発事業説明出席者名簿」を作成すること。

2 個別説明の場合は、「開発事業個別説明報告書」を作成すること。

3 説明会経過書として同一のものを二部作成し、一部を町内会長に提出すること。

」を

「注1 申請者および確認者が記名押印すること。

2 袋とじて割印をすること。

3 説明会の場合は、「開発事業説明出席者名簿」を作成すること。

4 個別説明の場合は、「開発事業個別説明報告書」を作成すること。

5 説明会経過書として同一のものを二部作成し、一部を町内会長に提出すること。

改める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。(経過措置)
- 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出される事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお従前の例による。

(令和4年4月1日揭示済み)

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第33号

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

草津市建築基準法等施行細則(平成3年草津市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第25条に次の1号を加える。

- (32) 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成27年国土交通省告示第255号)第1第4項の規定による区域および時間の指定

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日揭示済み)

## 訓 令

草津市職員公舎貸付規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年3月18日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第1号

草津市職員公舎貸付規程の一部を改正する訓令  
草津市職員公舎貸付規程(平成22年草津市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

名称	位置
草津市東京職員公舎	東京都荒川区南千住七丁目12番5番 ルミエトワール501号室
	東京都荒川区西日暮里四丁目17番1号 フォレストコート301号室

別記様式第1号および別記様式第2号中「印」を削る。

付 則



第4条 草津市新型コロナウイルス等対策本部規程（平成27年草津市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中

スポーツ保健課	(1) 公立小・中学校の感染予防に関すること。
学校教育課	(1) 公立小・中学校の運営に関すること。 (2) 私立学校との連絡調整に関すること。

」を

学校教育課	(1) 公立小・中学校の運営に関すること。 (2) 公立小・中学校の感染予防に関すること。 (3) 私立学校との連絡調整に関すること。
-------	---

」に

改める。

（草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程の一部改正）

第5条 草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程（令和2年草津市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中

スポーツ保健課	(1) 公立小・中学校の感染予防に関すること。
学校教育課	(1) 公立小・中学校の運営に関すること。 (2) 私立学校との連絡調整に関すること。

」を

学校教育課	(1) 公立小・中学校の運営に関すること。 (2) 公立小・中学校の感染予防に関すること。 (3) 私立学校との連絡調整に関すること。
-------	---

」に

改める。

（草津市緑化推進連絡協議会規程の一部改正）

第6条 草津市緑化推進連絡協議会規程（昭和58年草

津市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「建設部副部长（総括）」を「建設部副部长（総括（事務））」に改め、同条第4項中「環境経済部環境政策課長、環境経済部商工観光労政課長、環境経済部農林水産課長」を「環境経済部農林水産課長、環境経済部商工観光労政課長、環境経済部環境政策課長」に、「スポーツ保健課長」を「スポーツ推進課長」に改める。

（草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部改正）

第7条 草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程（平成2年草津市告示第100号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、「概要書等」」を「「概要書等」」に改める。

第2条中「、「閲覧所」」を「「閲覧所」」に、「建築課」を「建築政策課」に改める。

（草津市地域再生推進委員会規程の一部改正）

第8条 草津市地域再生推進委員会規程（平成30年草津市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「都市計画課」を「都市地域戦略課」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月31日揭示済み）

## 告 示

草津市告示第54号

草津市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月18日

草津市長 橋 川 涉

草津市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に

規定される放課後児童健全育成事業に関し、同法第34条の8第2項から第4項までに規定される放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者(以下「事業者」という。)は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号。以下「法規則」という。)第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類により、市長に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届(別記様式第1号)
- (2) 定款その他基本約款
- (3) 運営規程
- (4) 主な職員の氏名、経歴および職務内容を示すもの(別記様式第2号)
- (5) 建物その他設備の図面
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により、届出を行おうとする者は、収支予算書および事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を見ることができるときは、この限りではない。

(事業変更の届出)

第3条 事業者は、前条第1項の規定により届けた事項に変更が生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更後1か月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届(別記様式第3号)その他必要な書類により、市長に届け出なければならない。

(事業の廃止・休止の届出)

第4条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、または休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、法規則第36条の32の3の各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止(休止)届(別記様式第4号)その他必要な書類により、市長に届け出なければならない。

(基準の遵守および報告)

第5条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年草津市条例第32号)を遵守しなければならない。

2 事業者は、重大な事故が生じた場合は、放課後児

童健全育成事業事故報告書(別記様式第5号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

別記

様式第1号(第2条第1項第1号関係)

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

草津市長 宛

事業者

住所(法人または団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(法人名または団体名および代表者の職氏名)

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項および児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
事業者の氏名および住所 (法人であるときは、その名称および主たる事務所の所在地)	
職員の定数	職員数: 名(放課後児童支援員: 名、補助員: 名、その他(事務職員等): 名)
施設の種類	放課後児童健全育成施設
施設の所在地	TEL: FAX:
建物その他設備の規模および構造	専用区画: m <sup>2</sup> [1人当たり: m <sup>2</sup> ] その他: m <sup>2</sup> 合計: m <sup>2</sup> 建物の構造: 造、建物の階数: 階建の 階
事業開始の予定年月日	

書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名、経歴および職務の内容を示すもの(様式第2号) <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面(平面図等を添付) <input type="checkbox"/> 収支予算書および事業計画書(ただし、インターネットを利用してこれらの内容を見ることができるときは、添付不要。下記にURLを記載) URL [ ]
-------	---

様式第2号（第2条第1項第4号関係）

職員名簿

施設名 \_\_\_\_\_

定員数の支援提供に必要な放課後児童支援員等について記載する。

	職員氏名	職名 (支援員・ 補助員等)	職務の内容	放課後児童支援員の資格要件		主な経歴
				基準条例 [注] 第10条第3項 第 号該当	支援員 認定研修の終了	
1						
2						
3						
4						
5						

※人事異動等により変更が生じた場合は、変更届（様式第3号）の提出が必要です。

※放課後児童支援員は、資格証または認定研修受講日がわかる受講証の写しを添付してください。

【注】草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（基準条例） 第10条第1項～第3項

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第7項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の2第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

様式第3号 (第3条関係)

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

草津市長 宛

事業者  
住所 (法人または団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名 (法人名または団体名および代表者の職氏名)

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施設の名称		
施設の所在地	〒	
	TEL:	FAX:
変更する事項 (該当する事項の番号に○)	1 事業の種類および内容 2 事業者の住所および氏名 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数および職務内容 6 主な職員の氏名および経歴 7 事業者の役員名簿	8 施設の名称 9 施設の種類 10 施設の所在地 11 建物その他の設備の規模および構造ならびにその図面 12 事業開始の予定年月日 13 その他 ( )
変更内容 〔「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載〕	変更前	
	変更後	
事業変更年月日		

【備考】

- 「1 事業の種類および内容」の変更の場合は、事業の概略を記載のうえ、収支予算書および事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 「3 定款その他の基本約款」および「4 運営規程」の変更の場合は、変更後の書類を添付してください。
- 「5 職員の定数および職務内容」および「6 主な職員の氏名および経歴」の変更の場合は、職員名簿 (様式第2号) を添付してください。
- 「10 施設の所在地」および「11 建物その他の設備の規模および構造ならびにその図面」の変更の場合は、変更後の平面図等を添付してください。

様式第4号 (第4条関係)

放課後児童健全育成事業廃止 (休止) 届

年 月 日

草津市長 宛

事業者  
住所 (法人または団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名 (法人名または団体名および代表者の職氏名)

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止 (休止) するので、児童福祉法第34条の8第4項および児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

施設の名称		
施設の所在地	〒	
	TEL:	FAX:
事業者の氏名および住所		
事業廃止 (休止) の年月日	年 月 日	
休止予定期間 (該当する場合のみ)	年 月 日～ 日まで	
廃止 (休止) の理由 (具体的に)		
現に便宜を受けている児童に対する措置 (具体的に)		

※「現に便宜を受けている利用者に対する措置」について、補足説明等が必要な場合は、書面 (任意様式) を添付してください。



様式第5号(第5条第2項関係)

**放課後児童健全育成事業 事故報告書** \*水色枠内はプルダウンメニューから選択してください

事故報告日				報告回数			
自治体名				事業所名			
所在地				事業開始年月日			
設置者 <small>(社名・法人名・自治体名等)</small>				事業者			
登録児童数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計
放課後児童支援員等数				名		うち補助員数	
うち放課後児童支援員数				名			
クラブの実施場所		<input type="checkbox"/> 学校の余裕教室・ <input type="checkbox"/> 学校敷地内専用施設・ <input type="checkbox"/> 児童館・ <input type="checkbox"/> その他( )					
建物その他の設備の規模および構造	専用区画	m <sup>2</sup>	1人当たり	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>	合計
	建物の構造:		造		建物の階数:		階建の階
発生時の体制	児童数	名	放課後児童支援員等数	名	うち放課後児童支援員数	名	
事故発生日				事故発生時間帯			
児童の年齢	学年			利用開始年月日			
児童の性別				事故誘因			
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況			
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位			
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】						
	【病状】						
	【既往症】					病院名	
特記事項 <small>(事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発音・発達状況、発生時の天候等を記載)</small>							
発生場所							
発生時状況							
発生状況 <small>(当日来所時からの健康状態、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)</small>							
当該事故に特徴的な事項							
発生後の対応 <small>(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)</small>							

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。  
 ※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自自治体へ報告してください。  
 ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。  
 ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。  
 ※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

放課後児童健全育成事業 事故報告書【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	(具体的内容記載欄)
	事故予防に関する研修	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄)
	職員配置	(具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄)
	遊具の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄)
	玩具の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
環境面 (育成支援の状況等)	育成支援の状況	
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
人的面 (放課後児童支援員等の状況)	対象児の動き	(具体的内容記載欄)
	担当職員の動き	(具体的内容記載欄)
	他の職員の動き	(具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
<b>【所管自治体必須記載欄】</b> 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。		

## 草津市告示第55号

草津市社会福祉法人等指導監査員設置要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月24日

草津市長 橋川 涉

## 草津市社会福祉法人等指導監査員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の事業運営の透明性の向上や財政規律の強化に資するため、社会福祉法人等指導監査員（以下「指導監査員」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 指導監査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(任命)

第3条 指導監査員は、公認会計士または税理士の資格を有し、社会福祉法人の会計に精通している者で、社会福祉法人に対する指導監査に適すると認められるものの中から市長が任命する。

(職務)

第4条 指導監査員は、市が所轄庁となる社会福祉法人に対し実施する指導監査のうち、会計監査を主とし、事前調書の書類審査、指導監査時に同行し、市職員への助言を行う。

(服務)

第5条 指導監査員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 草津市職員倫理規程（平成13年草津市訓令第3号）の規定に準じて倫理を保持すること。

(任期)

第6条 指導監査員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬および費用弁償)

第7条 指導監査員には、報酬を支給するものとし、報酬の額は、草津市特別職の職員で非常勤のもの

の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号。以下この条において「報酬条例」という。）別表の規定により、予算の範囲内で市長が定める。

2 指導監査員が公務のために旅行するときは、報酬条例第2条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

(解任)

第8条 指導監査員が次の各号のいずれかに該当するときは、当初に定めた任用期間にかかわらず、任命権者はこれを解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じた場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 第5条に定める服務に違反したと認められる場合

(災害補償)

第9条 指導監査員の公務上の災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年草津市条例第32号）の規定により補償するものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月24日揭示済み)

## 草津市告示第56号

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月24日

草津市長 橋川 涉

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市英語検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第181号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（令和4年3月24日揭示済み）

草津市告示第57号

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月24日

草津市長 橋川 渉

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第180号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月24日揭示済み）

草津市告示第58号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年3月24日

草津市長 橋川 渉

(1) 公の施設 名称 草津市立障害者福祉センター

所在地 草津市西渋川二丁目9番38号

(2) 指定管理者 名称 特定非営利活動法人 草津市心身障害児者連絡協議会

住所 草津市大路二丁目3番11号

代表者名 理事長 園田 実乗

(3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

（令和4年3月24日揭示済み）

草津市告示第59号

草津市救急病院運営補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月25日

草津市長 橋川 渉

草津市救急病院運営補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、救急医療の確保および地域医療の充実を図るため、救急医療を実施する病院（以下「救急病院」という。）に対し、予算の範囲内において草津市救急病院運営補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号（以下「規則」という。））に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる市内の救急病院とする。

(1) 公的病院等 特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号。以下「特別交付税省令」という。）第2条第1項第1号の表第46号に規定する公的病院であって、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき救急病院として滋賀県知事が告示した医療機関

の設置者とする。

- (2) 私的病院 特別交付税省令第4条第1項第1号の表第37号に規定する医療機関であって、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関以外の医療機関の設置者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、救急医療に係る事業とする。

(補助金交付額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる救急病院の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 公的病院等 特別交付税省令第2条第1項第1号の表第46号第3号を準用する特別交付税省令第3条第1項第3号イの表第45号の規定により算定した額と当該年度の補助対象経費の支出額から救急医療で得た医業収益その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額

- (2) 私的病院 特別交付税省令第5条第1項第3号イの表第32号の規定により算定した額(ただし、上限額を2,000万円)

2 公的病院等に対しては、前項の規定にかかわらず、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第15条第2項の規定により交付が決定された特別交付税の額(不採算地区公的病院等の助成に要する経費に係る部分に限る(以下「特別交付税決定額」という。))に2分の5を乗じた額が前項の規定により算出した補助金の額に満たない場合にあっては、補助金の額は、特別交付税決定額に2分の5を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする救急病院の設置者は、市長が別に定める日までに、規則第3条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書および収支計画書(当該年度のものに限る。)
- (2) 専用病床配置図面および病床数が分かるもの
- (3) 当該年度および前年度の月別受入搬送数が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業を廃止したときを含む。)は、規則第13条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書および収支報告書(当該年度のものに限る。)
- (2) その他市長が必要と認める書類(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月25日から施行し、令和3年度に実施される補助事業について適用する。(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助事業については、同日後においても、なお効力を有する。

(令和4年3月25日揭示済み)

草津市告示第60号

草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱(平成26年草津市告示第80号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

(令和4年3月25日揭示済み)

草津市告示第61号

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月25日

草津市長 橋川 渉

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱（令和元年草津市告示第101号）の一部を次のように改正する。

第1条中「重度障害者」を「重度障害児者」に改める。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条に次の2号を加える。

(5) 重症心身障害児者送迎加算事業 生活介護事業所等が、手厚い医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の送迎を行い、重症心身障害児者の福祉の増進および支援の充実を図る事業

(6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業 生活介護事業所等が、手厚い医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の入浴を行い、重症心身障害児者の福祉の増進および支援の充実を図る事業

第7条第1項中第2号を削り、同項第3号中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同号を同項第4号とし、同項に次の2号を加える。

(5) 草津市重度障害者地域包括支援事業費請求書（重症心身障害児者送迎加算事業）（別記様式第7号）

(6) 草津市重度障害者地域包括支援事業費請求書（重症心身障害児者入浴支援体制加算事業）（別記様式第8号）

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 区分	2 基準額
(1) 重症心身障害者特別加算事業	(1) 県内施設 (単価) 算定対象者1人当たり月額56,000円 (算式)

単価×4月（5月以降に事業を開始した場合は事業を開始した月）から翌年3月までの各月の初日の県実施要綱別記1の第2項第2号で定める算定対象者の合計数

(2) 県外施設

(単価)

算定対象者1人当たり月額56,000円以内で、施設が所在する都道府県または市町村が定める額

(算式)

単価×4月（5月以降に事業を開始した場合は事業を開始した月）から翌年3月までの各月の初日の県実施要綱別記1の第2項第2号で定める算定対象者の合計数

(2) 重症心身障害者対応人員配置加算事業

(単価)

算定対象者1人あたり

・重症障害者支援加算（I）を取得している事業所1,020円（日額）  
・重症障害者支援加算（I）を取得していない事業所1,520円（日額）

(算式)

単価×4月1日（4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年3月31日までの各日の県実施要綱別記2の第2項第2号で定める算定対象者の総数

(3) 強度行動障害者通所特別支援事業

(単価)

算定対象者1人あたり 1,800円（日額）

(算式)

上記該当単価×4月1日（4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年3月31日までの各日の県実施要綱別記3の第2項第2号で定める算定対象者の総数

(4) 重症心身障害者入浴サービス加算事業

(単価)

算定対象者1人あたり 4,000円（日額）

(算式)

単価×4月1日（4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年3月31日までの各日の県実施要綱別記の第2項第2号で定める算定対象者の総数

(5) 重症心身障害児者送迎加算事業

(単価)

算定対象児者1人の1回の送迎（片道）につき 600円

(算式)